民間障害福祉サービス事業所 民間障害者支援施設 管理者各位

健康福祉局障害企画課長

平成27年度横浜市障害者施設地域活動等支援事業助成金の申請について

入梅の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本市障害者福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、申請のご案内をいたします。本助成金の申請をされる場合には、別紙のとおり所定の書類をご提出くださいますようお願いいたします。

#### 1 事業の概要

(1) 対象者

横浜市内にある障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の指定を受けた 生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、指定障害者支援施 設

(2) 対象事業

障害者等理解促進事業、障害者等余暇支援事業、障害者支援施設等人材育成事業 (今年度は、障害福祉調査研究事業は募集しません。)

- ★各対象事業は「各事業所がこれまで培ってきた専門性や機能等を広く地域に還元することにより、 地域住民の障害に対する理解の促進、また地域で暮らす障害者及び障害児の生活を直接的、間接的 に支える」という本事業の目的を十分踏まえた内容としてください。
- (3) 上限額

1事業につき、かかる経費の2分の1また、1事業所に交付する金額の合計は年間1,000,000円を上限として、別に定める審査委員会において決定された額とする。

※要綱は「かながわ福祉情報コミュニティ」の「障害福祉情報かながわ」に掲載します。

(4) 対象事業の実施期間(予定)

平成27年7月21日から平成27年3月31日まで

## 2 添付資料

- (1) 平成27年度横浜市障害者施設地域活動等支援事業の申請方法等(別紙1)
- (2) 横浜市障害者施設地域活動等支援事業助成金 人件費等の補助単価の基準について(別紙2)

担当:横浜市健康福祉局障害企画課 大津・倉爪 TEL 671-3603 FAX 671-3566 kf-syokikaku@city.yokohama.jp

### 平成27年度横浜市障害者施設地域活動等支援事業の申請方法等(別紙1)

#### 1 申請書類

- (1) 横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金交付申請書(第1号様式)
- (2) 横浜市施設地域活動等支援事業計画書(第2号様式)
- (3) 横浜市施設地域活動等支援事業収支予算書(第3号様式)
- (4) 地域活動支援事業助成金成果報告書(第4号様式)※
- (5) 地域活動支援事業助成金収支報告書(第5号様式)※
- (6) 事業所の前年度活動報告書
- (7) 事業所の前年度収支計算書
- (8) 事業所の定款、規約、会則等
- (9) 事業所の会員名簿または役員名簿(会員・役員の氏名(ふりがな)生年月日、性別、住所を記載のこと)
- (10) 市民向けパンフレット等事業所の概要が分かる資料
- ※(4)(5)は、26年度に助成を受けた事業で、27年度も助成申請する場合に必要です。
- 2 申請書類の提出期限

平成27年6月15日(月)必着

3 提出先

〒231-0021 横浜市中区日本大通 18 KRCビル6階 横浜市健康福祉局障害企画課企画調整係 倉爪宛

- 4 今後の予定
  - 6月15日(月) 申請締め切り
  - 6月24日(水)(予定) 審査会(プレゼンテーション実施)

7月中旬 交付決定通知発送

※プレゼンテーションについて

審査会では、<u>申請事業を実際に担当する現場職員の方から、申請事業についてのプレゼンテーションを行っていただきます。</u>プレゼンの詳細については、該当事業所に別途お知らせします。

#### 参考:平成27年度プレゼンで使用予定機材

- (1) ノートPC
- ・OS は WindowsVista
- ・DVD/CD-RW ドライブ有。FD ドライブなし。

(ただし、DVD 映像ソフトや動画ファイルについては、再生用ソフトが入っていないため再生できません)

- ・主なソフト: PowerPoint2007、Excel2007、Word2007
- ・USB:マウス接続用のほかに4箇所
- (2) プロジェクター
  - ・PC 接続可(ケーブル類はこちらでご用意します。)
  - ・OHP 機能有
  - ・ビデオテープ再生不可

## 横浜市障害者施設地域活動等支援事業助成金 人件費等の補助単価の基準について

なお、基準単価は助成の上限として設定する単価であり、これと異なる単価で収支予算書を積算し、また支出することは差し支えありません。

### 1 人件費(要綱第9条第1項第1号)

人件費の基準単価は、次に定めるとおりとする。ただし、人件費は、総事業費の 60% (小数点以下切捨て) に当たる金額を助成の上限とする。

#### (1)職員超過勤務手当

1時間当たり 2,100円 (休日出勤の場合は1時間当たり 2,200円)

### 2 賃金及び謝金 (要綱第9条第1項第2号)

(1) アルバイト賃金

ア 1時間当たり 1,200円

イ 1日当たり 9,000円

## (2) 講演会·研修会等講師謝金 基準単価

ア 講師に対する謝金の額は、別表に定める額を上限とする。

講義等依頼時間が1日4時間を超えるものについては、別表に定める謝金単価の()内の額を、その時間以降の謝金単価として加えるものとする。

イ 遠隔地から講師を招聘する場合(当該講師の勤務地または住所地から、講演会等の会場まで片道1時間以上かかる場合)は、移動にかかる時間を講演等の時間に加えることができることとする。

#### (別表)

区分	教育職員	専門職	医師	官公庁職員	その他	謝金単価
	一般基準	50,000 円を限度と				
特	依頼が困難	誰であると認めら	られる者			して適当と認めら
						れる額
	学長	弁護士	院長	局長・理事相	民間企業等	15,000円
A	学部長		副院長	当職	役員	(11,000円)
	教授		部長相当職			
	准教授	民間施設長	医長	部長・課長相	民間企業等	12,000円
В	専任講師		副医長	当職	部長・課長相	(8,000円)
			相当職		当職	
	講師	民間施設指	一般医師	係長相当職	民間企業等	8,000円
С	助教授	導員		一般職員	係長相当職	(6,000円)
	助手				一般職員	
	研究員					

#### 横浜市障害者施設地域活動等支援事業実施要綱

制 定 平成19年8月2日健障支第1733号(局長決裁) 最近改正 平成27年6月1日健障企第571号(局長決裁)

#### 第1章 総則

(目的)

- 第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第36条第1項の指定を受けた生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び法第38条第1項の指定を受けた指定障害者支援施設(以下「指定民間障害者支援施設等」という。)が行う横浜市障害者施設地域活動支援事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、指定民間障害者支援施設等がこれまで培ってきた専門性や機能等を広く地域に還元することにより、地域住民の障害に対する理解の促進、また地域で暮らす障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の生活を直接的、間接的に支えることを目的とする。
- 2 前項に規定する事業に関する助成を行うにあたり、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条、社会福祉法人の助成に関する条例(昭和35年7月横浜市条例第15号)及び横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、社会福祉法、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律 第123号)の例による。

#### 第2章 助成対象事業

(助成の対象)

- 第3条 本事業は、主に地域で暮らす障害者及び障害児を含む地域住民(横浜市民)を対象として、次条各号に掲げる事業を行う市内の指定民間障害者支援施設等の運営法人に対して助成を行うものとする。ただし、指定民間障害者支援施設等の運営経験を、1年以上有する法人に限る。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する事業を行う場合は助成の対象外とする。
  - (1) 営利を目的としたもの
  - (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
  - (3) 政治、宗教、選挙活動
  - (4) 施設等の建設及び整備を目的とするもの
  - (5) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体からの助成を受けているもの
  - (6) 公序良俗に反するもの
  - (7) 事業の参加料・入場料等が、参加者の受ける利益などに応じて適切に定められていない事業
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、助成の対象としない。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者があるもの
  - (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(事業内容)

- 第4条 助成の対象とする事業の内容は次の各号に掲げるものとする。(以下「助成対象事業」という。)
  - (1) 障害者等理解促進事業
  - (2) 障害者等余暇支援事業
  - (3) 障害者支援施設等人材育成事業
  - (4) 障害福祉調査研究事業

(障害者等理解促進事業)

第5条 障害者等理解促進事業とは、指定民間障害者支援施設等の持つ専門性等を生かし、地域の住民を対象として、障害者等に対する理解を深めるための講座・講演会等を実施することを通じて、障害者等やその家族が地域で安心して暮らせる環境づくりをすることを目的として実施する事業をいう。

(障害者等余暇支援事業)

第6条 障害者等余暇支援事業とは、指定民間障害者支援施設等の持つ専門性等を生かし、就労している障害者や障害福祉サービスを利用することなく地域で暮らす障害者等を対象として、余暇活動等を通じた障害者等の地域生活の充実を目的として実施する事業をいう。

(障害者支援施設等人材育成事業)

第7条 障害者支援施設等人材育成事業とは、指定民間障害者支援施設等の持つ専門性等を生かし、市内障害者支援施設等で障害者への支援に携わる職員を対象として、その育成のために必要な講義等を行うことを通じて、地域で暮らす障害者等の支援に資することを目的として実施する事業をいう。

(障害福祉調査研究事業)

第8条 障害福祉調査研究事業とは、指定民間障害者支援施設等の持つ専門性等を生かし、本市の障害者等の共通課題等を明らかにし、それに対応する制度、事業等を提案することにより、今後の本市障害福祉の発展に資すること、ひいては地域で暮らす障害者等の支援に資することを目的として実施する事業をいう。

#### 第3章 助成金の交付

(対象経費)

- 第9条 助成の対象となる経費は、助成対象事業の実施に係る経費のうち、次の各号に掲げるものとし、当該 経費の使途の例については、別表に定める。
  - (1) 人件費
  - (2) 賃金及び謝金
  - (3) 旅費
  - (4) 需用費
  - (5) 役務費
  - (6) 委託費
  - (7) 使用料及び賃借料
  - (8) 原材料費
  - (9) 負担金
  - (10)その他、市長が必要と認めた経費
- 2 助成の対象となる事業は当該年度に別の助成金等の支給を受けている事業を除くものとする。

(助成金額)

第10条 1事業につき、かかる経費の2分の1(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)、また、1事業所に交付する金額の合計は年間1,000,000円を上限として、別表2に定める審査委員

会において決定された金額を交付する。

2 前条第1項第1号に定める人件費については、総事業費の100分の60を助成の上限とする。また、人件 費及び前条第1項第2号に定める賃金及び謝金については、助成上限基準単価を別に定め、これを超える 金額は、助成の対象外とする。

#### (申請手続)

- 第11条 この助成金の交付を受けようとする指定民間障害者支援施設等の運営法人の代表者(以下「申請者」 という。) は、横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を 添えて市長の定める日までに市長に提出するものとする。
  - (1) 横浜市障害者施設地域活動支援事業計画書(第2号様式)
  - (2) 横浜市障害者施設地域活動支援事業収支予算書(第3号様式)
  - (3) 事業所の定款、規約、会則等
  - (4) 役員、会員名簿
  - (5) 事業所の前年度活動報告書
  - (6) 事業所の前年度収支計算書
- 2 前項の提出書類に加え、過年度において本事業の助成を受けている事業を申請する場合は、横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金成果報告書(第4号様式)及び横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金収支報告書(第5号様式)をあわせて市長に提出するものとする。
- 3 申請者は、第1項第3号から第6号に定める書類について、すでに当該年度の別の助成金事業の申請等 を行ったときに市長に対し提出を済ませている場合には、提出を省略することができる。
- 4 第1項の規定の手続によることができない理由がある場合は、あらかじめ市長の承認を得て、その定め によるものとする。

### (審査)

- 第12条 前条の申請があったときは、助成の対象として適するかどうかの審査を審査委員会で行うものとする。
- 2 前項における審査の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 事業内容は、地域の課題や社会的課題 (ニーズ) を捉えているか。
  - (2) 事業実施の手法について、先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点があるか。
  - (3) 事業の実施にあたり、地域、ボランティア等関係団体と必要かつ充分な連携を取っているか。
  - (4) 事業の実施にあたり、対象となる地域、障害者等への参加等の働きかけを十分に行っているか。
  - (5) 課題解決及び本助成事業の目的に対し、充分な事業効果・成果が見込めるか。
  - (6) 事業対象者が満足を得られる事業内容か。また、事業対象者に与える効果として、本助成事業の目的に 沿ったものが期待できるか。
  - (7) 計画どおりに事業実施が可能か。(地域住民等の理解が得られているか。また、法的な問題等により実現が困難となっていないか。)
  - (8) 事業の実施主体となる指定民間障害者支援施設等は、事業を実施する上での専門的な知識や経験を有し、 事業実施可能な能力を持っているか。
  - (9) 事業の実施主体となる指定民間障害者支援施設等は、適正な予算見積もりを含め、事業の企画能力を有しているか。
- 3 審査委員会は、前条第1項に規定する書類のほか、申請者等のプレゼンテーション等を元に、前項の審査基準に則り審査を行うものとする。
- 4 審査委員会は、前項の審査にあたって必要な場合には、申請者に対して前条第1項各号に掲げる書類及 び前項に定める書類の内容について照会し又は当該書類以外の資料の提出を求めることができる。

(助成金の交付決定)

- 第13条 市長は助成金の交付について承認又は不承認の決定をする。
- 2 市長は、前項の規定に基づき、助成金の交付について承認又は不承認の決定をした場合には、申請者に対して、当該決定の内容について横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金交付決定通知書(第6号様式)(以下「交付決定通知書」という。)により通知する。

(交付の条件)

- 第14条 本助成金の交付の決定には、次の条件が付される。
  - (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を事前に受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければな らない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 助成金の交付を受けた者は、収支計算簿を作成し、助成金の使途について明らかにしておかなければならない。
  - (5) 助成金と事業に係る予算及び決算関係書類については事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(助成金の交付方法)

- 第15条 市長が助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付できる場合は、申請者が助成事業の完了前 に助成金を交付しなければ、助成事業を実施できない場合とする。
- 2 前項の規定により助成金を交付する場合は、概算払いとする。
- 3 第13条の規定による助成金の交付決定を受けたものは、交付決定通知書の写しを添えて市長に横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金請求書(様式第7号)を提出し、請求するものとする。

(助成金交付対象の確認)

第16条 市長は、必要に応じ助成金の交付を受けようとするもの又は第13条の規定により交付の決定を受けた者が、第3条第3項各号のいずれかに該当するか否かを、神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

- 第17条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、この要綱に基づく助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。
  - (1) 助成金を助成事業以外の目的に使用したとき。
  - (2) 虚偽又は不正な手続により助成金の交付を受けたとき。
  - (3) 事業を中止又は廃止した場合。
  - (4) 第19条に規定する書類を提出しないとき。
  - (5) 報告により事業内容が適正でないと認められたとき。
  - (6) その他この要綱の規定に違反したとき。

(調査)

第18条 市長は、必要があると認めたときは、助成金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、 又は報告を求めることができる。

(実績及び精算報告)

第19条 この助成金の交付を受けた者は、事業終了後速やかに、横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金 実績報告書(第8号様式)及び横浜市障害者施設地域活動支援事業収支計算書(第9号様式)に領収書等 の当該事業にかかる費用として支出した額の根拠が分かる書類を添えて当該助成金に係る実績を報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合、提出された書類から交付決定の内容及び付した条件に適合するかを審査した上で交付すべき助成金の額を確定し、横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金交付額確定通知書(第10号様式)により交付を受けた者に通知する。
- 3 前項の規定により確定した助成金の額が、第13条の規定により交付を受けた助成金の額を下回った場合は、その差額を市長の定める方法により速やかに返還しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(指定民間障害者支援施設等)

2 第1条に定める指定民間障害者支援施設等は、平成19年度に限り、法附則第20条の規定により法第29条 第1項の指定があるとみなされた旧法指定施設を含むものとする。

(助成金額)

- 3 第9条に定める助成金額は、平成19年度に限り1事業所につき年間2,000,000円を上限とする。 (助成対象事業)
- 4 助成対象事業は、平成19年度に限り平成19年10月1日から平成20年3月31日までに実施する事業とする。 附 則

この要綱は、平成20年2月19日から施行し、この要綱による改正後の第9条第2項の規定は、平成20年度の 予算に係る横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金から適用する。

附則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年2月12日から施行し、この要綱による改正後の第1条第2項の規定は、平成20年12月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月12日から施行する。

(助成対象事業)

- 2 助成対象事業は、平成24年度に限り平成24年11月1日から平成25年3月31日までに実施する事業とする。 附 則
- この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

## 別表(第9条)

経費	使途の例		
(1) 人件費	事業の実施に係る指定民間障害者支援施設等の職員人件費		
(2) 賃金及び謝金	研修等に係る講師謝金		
	事業実施に係るボランティア等の謝金		
(3) 旅費	事業実施に係る出張等の交通費		
(4) 需用費	事業実施に係る消耗品の購入費		
	事業実施に係る印刷製本費		
(5) 役務費	事業実施に係る通信運搬費		
	事業実施に係る保険料		
(6) 委託費	事業実施に係る看板制作、会場設営等の委託費		
(7) 使用料及び賃借料	事業実施に係る会場、物品等を借用する場合の使用料		
(8) 原材料費	事業実施に係る道具等を製作する場合の原材料費		
(9) 負担金	事業実施に係る会費、参加費、賛助・協力金等の負担金		
(10)その他、市長が必要と	前号までに該当しないが、事業実施に必要不可欠であり、審査委員会におい		
認める経費	て特に認められた経費		

## 別表 2 (第10条)

## 審査委員会

- 1 審査委員会は次の委員をもって構成する。
- ・障害支援課長
- ・障害企画課長
- 企画課長
- ・こども青少年局障害児福祉保健課長
- 2 審査委員会に委員長を置く。委員長は障害支援課長とする。

### 横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金交付申請書

横浜市長

			年	月	日
	法人名 事業所名 法人所在地 〒				
	法人代表者役職·氏名				印
	連絡責任者氏名	(電話:		)	
年度横浜市障害者施設地域活動支援事業	助成金の交付を申請します	o			

十尺預六	中午日一個	队 地 次 旧	911111	並の父内を中間しより。				
実施事業名①	□継続 □新規							
事業の種別(該当	事業の種別 (該当の種別に○をしてください)							
障害者等理解促進	事業	障害者等余暇支援事業		施設等人材育成事業		障害福祉調査研究事業		
実施事業名②								
事業の種別 (該当	の種別に○	をしてください)						
障害者等理解促進	事業	障害者等余暇支援事業		施設等人材育成事業		障害福祉調査研究事業		
実施事業名③	□継続 □新規	0 0 0000000 0 00000000 0 00000000000000						
事業の種別(該当	の種別に〇	をしてください)				_		
障害者等理解促進	事業	障害者等余暇支援事業		施設等人材育成事業		障害福祉調査研究事業		
事業目的 及び事業概要 (上記各事業についているにいるにいるにいるには別紙に ない場合は別紙に記入し、添付してください。)								
助成申請額 及び予算総額	助成申請	青額	円(	(事業の予算総額		円)		

【添付書類】 提出にあたっては、次の書類を添付してください。

- ① 横浜市障害者施設地域活動支援事業計画書(第2号様式)
- ② 横浜市障害者施設地域活動支援事業収支予算書(第3号様式)
- ③ 事業所の定款、規約、会則等
- ④ 事業所の会員名簿または役員名簿
- ⑤ 事業所の前年度活動報告書 ⑥ 及び⑥については、特に様式はありません
- ⑥ 事業所の前年度収支計算書 ∫ ので、既存のものでかまいません。
- (7) 横浜市障害者施設地域活動支援事業成果報告書(第4号様式)(継続事業のみ)
- ⑧ 横浜市障害者施設地域活動支援事業収支報告書(第5号様式)(継続事業のみ)

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、添付する会員名簿、役員名簿に記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

## 横浜市障害者施設地域活動支援事業計画書

事業所名

	<del>事</del> 表別名
	1)
申請事業名	2
	3
_ 1 現状の課	<u>題とその解決方法</u>
[解決する課題	
[市民ニーズを	捉えているか]
[課題解決の方	<b>策</b> ]
「課題解決手法	の先駆性・先進性・アイデア・エ夫]

## 2 事業効果

[事業の実施により見込まれる成果・効果]

## 3 地域や他団体との連携

[地域や他団体とのネットワーク・連携の考え方]

4 個別事業の内容(目標・成果・内容・実施日程・従事者・実施場所・予算等)

## 5 事業の実施体制

## 6 事業スケジュール

## 7 事業展望

[当該年度終了後の事業見通し]

## 横浜市障害者施設地域活動支援事業収支予算書

		事業所名	
	1		
事業名	2		
	3		

## 【収入の部】

科目	金額	備考
参加費		
施設負担金		
障害者施設地域活動等支援事業補助金		
収入合計(A)		

## 【支出の部】

	科目	細目	金額	積算内訳
補助対象経費	(1) 人件費 (2) 賃金及び謝金 (3) 旅費 (4) 需用費 (5) 役務費 (6) 委託費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 原材料費 (9) 負担金 (10) その他、市長が必要と認めたもの	人件費 講の 講の 講の 講の 講の 講の 講の 講の 講の 講の はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい		
補助対象外	食糧費			
経費	小計 支出合計			

当期収支差額
--------

## 横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金成果報告書

日

横浜市長

法人名 事業所名 法人所在地 〒

法人代表者氏名

囙

)

連絡責任者氏名

(電話:

年度の横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金の実施成果について、次のとおり報告します。

事業	笔 名	事業の種別
①		
2		
3		
助成決定額	実績額	備考
円	円	

## 《事業実施内容及び今後実施予定》

- ※前回の事業内容・成果、事業目的の達成状況など、具体的に記載してください。
- ※前回助成決定に際して特に条件が付された場合は、これに対する対応状況を記載してください。

【添付書類】

横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金収支報告書(第5号様式)

## 横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金収支報告書

		事業所名	
L. Ma. A.	1		
事業名	(2)		
	3		

【収入の部】

科目	金額	備考
参加費		
施設負担金		
障害者施設地域活動等支援事業補助金		
収入合計 (A)		

## 【支出の部】

	科目	細目	金額	積算内訳
補助対象経費	(1) 人件費 (2) 賃金及び謝金 (3) 旅費 (4) 需用費 (5) 役務費 (6) 委託費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 原材料費 (9) 負担金 (10) その他、市長が必要と認めたもの	人件費 講師謝金 ボランティア謝金等 交通費 消耗品費 印刷は運搬費 印度運搬費 保険料 看板制作費 会場設営等の委託費		
	小計	(B)		
補助対象外経	食糧費			
経 費	小計			
	支出合計	(B+C)		

当期収支差額 (A) - (B)	0
------------------	---

#### 横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金交付決定通知書

(申請者)

横浜市長

年 月 日に交付申請のありました横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金については、 「横浜市障害者施設地域活動支援事業実施要綱」に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定の内容

( 承認 ・ 不承認 )

- 2 助成金交付決定額
- 3 助成金交付時期

年 月

### 4 交付の条件

- (1) この助成金は、承認された障害者施設地域活動支援事業に使用し、他の目的に流用しないでください。目的以外に使用した場合は、この助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
- (2) 助成金の請求にあたっては、この交付決定通知書の写しを添付し、 年 月 日までに請求を 行ってください。
- (3) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにできる帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、当該助成金の交付受けた年度の翌年度から5年間保存してください。
- (5) 年度終了後速やかに、当該助成事業に係る実績報告書を市長に提出してください。その際、当該助成金に 余剰金が生じた場合には、速やかに返還してください。
- (6) 市長は、必要があると認めたときは、助成金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることがあります。
- (7) その他、この助成金の執行にあたっては、横浜市障害者施設地域活動支援事業実施要綱の規定を遵守してください。

### 5 不承認の理由

横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金請求書

¥

ただし、 年度 横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金として。

上記のとおり請求します。

年 月 日

所在地 法人名

代表者 印

(請求先)

# 横浜市長

	T	1
	銀行名・支店名	
	(フリガナ)	
振	口座名義人	
振込先	口座種別	普通 • 当座
	口座番号	
指定者	ュード	

## 横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金実績報告書

年 月 日

横浜市長

法人名 事業所名 法人所在地 〒

法人代表者氏名

印

)

連絡責任者氏名

(電話:

年度の横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金の実績について、次のとおり報告します。

	事 業 名		事業の種別
①			
2			
3			
受領額(A)	精算額(B)	差引過不足額(A-B)	備考

#### 《事業実施内容》

- ※事業の内容・成果、事業目的の達成状況など、具体的に記載してください。
- ※写真や事業参加者へのアンケートなど、事業の様子や効果が分かる資料があれば添付してください。
- ※交付決定に際して特に条件が付された場合は、これに対する対応状況を記載してください。

【添付書類】

横浜市障害者施設地域活動支援事業収支計算書 (第9号様式)

## 横浜市障害者施設地域活動支援事業収支計算書

	_	事業所名
<b>亩</b> 类 夕		
尹未行	3	

## 【収入の部】

科目	金額	備考
参加費		
施設負担金		
障害者施設地域活動等支援事業補助金		
収入合計 (A)		

## 【支出の部】

	科目	細目	金額	積算内訳
	(1) 人件費	人件費		
	(2)賃金及び謝金	講師謝金		
		ボランティア謝金等		
	(3) 旅費	交通費		
	(4) 需用費	消耗品費		
		印刷製本費		
補	(5)役務費	通信運搬費		
助対		保険料		
対象	(6)委託費	看板制作費		
経		会場設営等の委託費		
費	(7) 使用料及び賃借料			
		物品借用使用料		
	(8) 原材料費	原材料費		
	(9) 負担金	負担金		
	(10) その他、市長が必要と認めたもの			
	1.31	(5)		
補	小計	(B)		
助対	食糧費			
#助対象外経	.1 =1	(0)		
費	小計			
	支出合計	(B+C)		

当期収支差額 (A) - (B)
------------------

Lake .		134 15.	/ Lake	. A \
~~~ 1	$\cap \bot$	様式	(第19	۱ × ۱
$\rightarrow$	$\cup \nearrow $	W45 T/	( = 1 >	1 <del></del>

第 号 年 月 日

(申請者)

横浜市長

横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました横浜市障害者施設地域活動支援事業助成金について、「横 浜市障害者施設地域活動支援事業実施要綱」に基づき、次のとおり助成額を確定しましたので通知しま す。

助成金確定額

円